

岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則

平成13年 8月31日岐阜県規則第103号
最終改正 令和 5年 9月 1日岐阜県規則第 58号

(総則)

第1条 この規則は、意欲と能力を有しながら経済環境の変化等によって負債の償還が困難となっている農業者等に対し、その償還による負担の軽減を図るのに必要な資金であって農業協同組合をはじめとする金融機関が貸し付けるものについて、県が利子補給金の交付を行うこととし、もって農業者等の効率的かつ安定的な農業経営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「農業者等」とは、負債の償還が困難となっている農業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 個人であって、次のイからニまでに掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 農業経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有していること。

ロ 次条第一項の規定による経営改善計画書の提出時において、60歳未満の者で今後とも農業に従事する見込みがあると認められるもの又は60歳以上の者でその後継者が確定しているものであること。

ハ 平年度（災害その他やむを得ない事情のない年度をいう。）の総所得のうち農業所得がその2分の1以上を占めるものであること。

ニ 現に借入金に係る約定償還元利金（借入金契約の規定により償還する元金及び利息の合計額をいう。）の一部の返済が可能であること。

二 法人であって、次のイ及びロに掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 前号イ及びニに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ロ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高がその2分の1以上を占めるものであること。

三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画のうち同条第三項の地図に位置付けられた者

四 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認めるもの

2 この規則において「融資機関」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合その他の知事が適当と認める金融機関をいう。

3 この規則において「農業経営負担軽減支援資金」とは、農業者等が営農に必要な資金を借り入れたことにより生じた負債（以下「営農負債」という。）を借り換えるために融資機関から新たに融通される資金をいう。

4 この規則において「借受者」とは、農業経営負担軽減支援資金を借り受けた者をいう。

(借入手続)

第3条 農業経営負担軽減支援資金（以下「支援資金」という。）の借入れを希望する農業者等は、別に知事が定める経営改善計画書及び借入申込書を作成し、融資機関に提出しなければならない。

- 2 融資機関は、前項の規定により経営改善計画書及び借入申込書が提出されたときは、その内容を審査するものとする。
- 3 融資機関は、前項の審査に際して、農業者等の営農負債に係る金融機関と協議するとともに、必要がある場合には、当該農業者等の経営能力に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

(利子補給の承認申請)

第4条 融資機関は、支援資金の貸付けを行おうとする場合は、利子補給承認申請書（別記第3号様式）及び経営改善計画に関する要件書（別記第4号様式）に前条第1項の規定により農業者等から提出のあった経営改善計画書及び借入申込書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(利子補給の承諾通知等)

第5条 知事は、前条の規定による利子補給承認申請書の提出があった場合は、利子補給の対象となるべき貸付けとして適当であるかどうかを審査し、適当であると認めたときは、融資機関に利子補給承諾書（別記第5号様式）を交付する。

- 2 融資機関は、前項の規定により利子補給承諾書の交付を受けたときは、遅滞なくその借入申込に係る農業者等に対し支援資金を貸し付けるものとし、当該支援資金を貸し付けたときは、速やかに、知事に報告しなければならない。

(支援資金の貸付条件等)

第6条 支援資金の貸付限度額は、営農負債の残高とする。

- 2 支援資金の償還期限は10年以内とし、据置期間は償還期限の内において3年以内とする。ただし、営農負債の年間償還額からみて、融資機関が特に必要があると認める場合は、償還期限を15年以内とすることができる。
- 3 支援資金の貸付利率は、別に知事が定める利率とする。
- 4 償還の方法は、元金均等年賦償還の方法による。

(利子補給)

第7条 知事は、融資機関が支援資金を貸し付けたときは、当該融資機関に対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において、別に知事が定める率（以下「利子補給率」という。）の利子補給金の交付を行うものとする。

(利子補給契約)

第8条 前条の規定による利子補給金の交付は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書（別記第7号様式）によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第9条 第7条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における支援資金につき、利子補給率ごとに算出した融資平均残高（各期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額とする。

(利子補給金の交付申請)

第10条 融資機関は、前条に規定する期間の経過後速やかに利子補給計画書（別記第8号様式）

を作成し、農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付申請書（別記第9号様式）に添えて知事に提出しなければならない。

（利子補給金の交付決定等）

第11条 知事は、前条の規定による利子補給金交付申請書の提出があった場合は、利子補給金の額を決定し、融資機関に通知する。

2 融資機関は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、利子補給金交付請求書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（利子補給金の支払）

第12条 知事は、前条第2項の規定による利子補給金交付請求書の提出があったときは、これを受理した日から30日以内に当該請求に係る利子補給金を支払うものとする。

（償還期限等の変更）

第13条 融資機関は、天災等の場合で別に知事が定める場合において利子補給に係る支援資金について農業者等の申出をやむを得ないものと認めて償還期限又は据置期間を変更しようとするときは、償還期限等変更申請書（別記第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（利子補給金の打ち切り等）

第14条 知事は、利子補給に係る支援資金の借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支援資金の貸付けを行う融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- 一 経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- 二 第3条第1項の経営改善計画書に不実記載が認められた場合
- 三 支援資金の借入れを辞退した場合
- 四 支援資金をこの規則の目的以外の目的に使用した場合
- 五 農業経営を中止した場合

2 知事は、融資機関がその責に帰すべき事由によりこの規則又は第5条第1項の利子補給承諾書の内容若しくは第8条に規定する利子補給契約書の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（報告の徴収等）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対し、当該融資機関が行った利子補給に係る支援資金の貸付けに関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿その他の書類を調査させることができる。

2 融資機関は、前項の規定により報告を求められ、又は調査が行われるときは、これに協力しなければならない。

（書類の経由）

第16条 この規則による書類の提出は、農林事務所長を経由してすることができる。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、支援資金に係る利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則 （平成14年8月20日岐阜県規則第101号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 （平成16年4月1日岐阜県規則第53号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 （平成17年4月1日岐阜県規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 （平成17年10月14日岐阜県規則第117号）

- 1 この規則は、平成17年10月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 （平成18年 4月 1日岐阜県規則第100号）

- 1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 （平成21年 9月 1日岐阜県規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成22年 4月 1日岐阜県規則第55号）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則 （平成23年4月1日岐阜県規則第41号の3）
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金助成規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 （令和3年4月1日岐阜県規則第170号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和4年7月22日岐阜県規則第74号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和5年9月1日岐阜県規則第58号）
この規則は、公布の日から施行する。